目

次

示

第三百六十一号

三月十六日

令和五年

彫刻の部

○山梨県指定有形文化財の指定…………………………………………………………一三五 木 曜 日 薩立像 木造地蔵菩 附厨子 員数 基 軀 像高一二二・六セン 木造、春日厨子、台 チメートル 木造(檜)、 構造及び形式 座付き、全高二二一 〇センチメートル 彩色、玉眼嵌入、 寄木造 所有者 宗教法人 安養寺 宝珠山 四 十日市場一八 南アルプス市 所有者の住所 同上 所在の場所

○基本測量の実施………………

告 示

山梨県告示第七十七号

Щ

梨県公

報

第三百六十一号

令和五年三月十六日

(工芸品の部)

○道路の区域変更(三件)………………………………………………………………………………一三七

| 小梨県告示第七十七号 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 今和五年三月十六日 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項の規定に 山梨県大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 告示 | □ ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部又は一部解除一四二○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部又は一部解除一四二○開発行為に関する工事の完了について(二件) | ○道路の供用開始(二件)一三八 |
|--|-----------|--|-----------------|
| | | 銅鐘 | 名称 |
| | | _ | 員数 |
| 駒の爪高五・○セン チメートル、駒の爪 出一・五センチメー トル、縁厚七・九セ ンチメートル、乳頭 | 九センチメートル、 | 総高一四五・〇セン ・ル、笠形高七・〇センチメートル、竜頭高 ・カー〇四・〇センチメートル、 身高一〇四・〇センチメートル、 強身口 を七九・〇センチメートル、 強身口 | 構造及び形式 |
| | | 宗 教 大 津 祖 社 人 | 所有者 |
| | | 北杜市武川町 二七六三 | 所有者の住所 |
| | | 同 上 | 所在の場所 |
| | | | |

梨 県 公 報 第三百六十一号 令和五年三月十六日

Щ

トル、乳高二・三セ

(考古資料の部)

| 古博物館 | | | 、須恵器五四点 | | |
|-------|--------|-----|-----------|-----|-------|
| 山梨県立考 | | | 五二点、青銅鏡二点 | | |
| 九二三番地 | 号 | | 二六点、装身具類三 | | |
| 市下曽根町 | 一丁目六番一 | | 類一一一点、馬具類 | 点 | 出土品 |
| 山梨県甲府 | 甲府市丸の内 | 山梨県 | 武器類六三点、武具 | 六〇八 | 平林二号墳 |
| 所在の場所 | 所有者の住所 | 所有者 | 構造及び形式 | 員数 | 名称 |

山梨県告示第七十八号

により、次の文化財を山梨県指定無形文化財として指定する。山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第二十条第一項の規定

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定無形文化財

(工芸技術の部)

| 雨畑硯 | 名称 |
|------------------------|------|
| 硯 製作 | 技能 |
| 合 甲州雨畑硯製造加工業組雨畑硯製造販売組合 | 保持団体 |
| 三二南巨摩郡富士川町鳅沢五一九 | 所在地 |

山梨県告示第七十九号

号)第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は解除された。文化財の指定があったので、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定による重要

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸

太郎

(建造物の部) 県指定有形文化財

| の 部) |
|-------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 名称 | 員数 | 構造及び形式 | 所有者 | 所有者の住所 | 所在の場所 |
|-------------|----|--------------------------|------|------------|----------------------|
| 主屋 富岡家住宅 | 棟 | ル、二階建、客 深間八・二g | 富岡好平 | 甲府市善光寺 | 五 寺町三一三 三 三 |
| | | 章 面、東面庇付、桟瓦 面、西面、北 | | 一 町三 000 - | |
| | | 正文 、レ、面突出部 桁 | | | |
| | | 五・五メートル、二・五メートル、梁間 | | | |
| | | 闸 | | | |
| | | 庇付、桟瓦葺 | | | |
| | | 北面突出部 桁行三 | | | |
| | | ・六メートル、梁間 | | | |
| | | 一・八メートル、片 | | | |
| | | 流れ、桟瓦葺 | | | |
| 書院 | 棟 | 桁行一五・五メート | | | |
| | | ル、梁間五・八メー | | | |
| | | トル、切妻造段違、 | | | |
| | | 南面、北面庇付、桟 | | | |
| | | 瓦葺 | | | |
| | | 西面突出部 桁行五 | | | |
| | | ・五メートル、梁間 | | | |
| | | 三・六メートル、切 | | | |
| | | 妻造、桟瓦葺 | | | |
| | | 雙) 豚下 三更斤寸属 | | | |
| | | 浙州原门」作用作属 | | | |

令和五年三月十六日

山梨県告示第八十号

定により、次の文化財を山梨県指定史跡名勝天然記念物として指定する。 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十一条第一項の規

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

県指定史跡名勝天然記念物

(史跡の部)

| 面積一六七七平方メート | 会 鳥居自治 | 六番地中央市大鳥居四二五 | 一基 | 王塚古墳 |
|-------------|--------|--------------|----|------|
| 指定地域 | 所有者 | 所在地 | 員数 | 名称 |

山梨県告示第八十一号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

| 杜市 | | 会 | ZH I | 令和五年 | 和五年三日 | 和五年三月二日 |
|-----|----|---|------|------|-------------|------------------|
| 21. | 生場 | | 場 | 場所 | 場 所 発 | 場 所 発 生 |

山梨県告示第八十二号

所峡北支所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

> 道路の種類 県道

路線名 日野春停車場線

三 道路の区域

| - ; , | デ・センド インド インド ア・ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ | 亲 | 夕 まて |
|-------------|---|------------------|---------------------|
| | | 斤 | 北杜市長坂町日野字日野原三一一〇番一地 |
| | 九:一 | | 先から |
| 一六八・〇 | 六・六~ | 旧 | 北杜市長坂町日野字日野原三一一○番一地 |
| (メートル) | 敷地の幅員 | の 旧 別 新 | 区間 |

山梨県告示第八十三号

所峡北支所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 道路の種類 県道
- 三二 路線名 横手日野春停車場線
- 道路の区域

| | 三一 | | |
|--------|-------|--------|------------------------|
| 一六八・〇 | 八・七~ | 新 | まで、おお田上里等上里が三一一く者に |
| | 九・一 | | 比土方長反打日野字日野京三一一〇番一也先から |
| 一六八・〇 | 六・六~ | 旧 | 北杜市長坂町日野字日野原三一一〇番一地 |
| (メートル) | 敷地の幅員 | の 旧別 新 | 区間 |

山梨県公報

山梨県告示第八十四号

の縦覧に供する。
の縦覧に供する。
の縦覧に供する。
の縦覧に供する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和五年三月十六日

直等) 直言、「言

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

一 道路の種類 県道

路線名 朝日小沢猿橋線

三

道路の区域

| | 一九・二 | | |
|------------------|---------------|--------|---------------------|
| 四三・一 | 四・八~ | 新 | 先まで |
| | | | 大月市猿橋町猿橋字西小倉一七五五番二地 |
| | 一四・八 | | 先から |
| 一 四 三 · | 四 <u>:</u> | 旧 | 大月市猿橋町猿橋字西小倉一七八一番二地 |
| (メートル) | (メートル) | の 旧別 新 | 区間 |

山梨県告示第八十五号

所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 県道 | 種 道 類 路 の |
|-------------------|-----------|
| 甲府山梨線 | 路線名 |
| 山梨市堀内字堰間五四番一地先先から | 区間 |
| 五〇六・〇 | (メートル) |
| 月十六日 三 三 | 期日開始の |

山梨県告示第八十六号

まで

所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太 郎

| 種類 路線名 |
|--------|
| 郷線部に |

山梨県告示第八十七号

部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

一 土砂災害警戒区域

| 市富士吉田 | 市町村名 |
|-------------|-------------|
| 菅 ノ 沢 | 域の名称土砂災害警戒区 |
| の崩壊地 | の種類 |
| 省略) 図面 | 区域の表示 |
| 新規 | 事 指項 定 |
| | 指定告示 |
| | |

| Щ |
|-----------|
| 梨 |
| 県 |
| 公 |
| 報 |
| |
| 第三百六十一 |
| 号 |
| 令和五年三月十六日 |

| 同 | 忍野村 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 闰 | 同 | 同 | 闰 |
|-----|------------------|-----|------|-------|-------|-----|----|-------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 城ヶ腰 | 平 山 の 5 | 長日向 | 山ノ神戸 | 大明見の4 | 大明見の3 | 上堂谷 | 向原 | 数見尾垂通 | 尾垂の4 | 尾垂の3 | 尾垂の2 | 尾垂の1 | 金峯山 | 子ノ神 | 殿ノ入 | 梅久保 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 司 | 同 | 同 | 同 | 同 | 司 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 审 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | = | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-----|-----|----|------|------------------|------------------|
| 市町村名 | | 司 | 鳴沢村 | 闰 | 闰 | 司 | 忍野村 | 市富士吉田 | 鳴沢村 | 司 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 戒区域の名称 | 土砂災害特別警戒区域 | 日陰林沢 | 清水沢の1 | 賀背沢 | 水呑沢の 2 | 水呑沢の1 | 平山海沢沢 | 殿入川の3 | 日陰林 | 鐘 山 | 下村 | 平山中尾 | 平 山 の 7 | 平 山 の 6 |
| の種類類象 | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 土石流 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 関する事項区域の表示 | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 事指項定 | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 指定告示 | | | | | | | | | | | | | | |

忍野村

平山の5

同

同

同

山梨県

| | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 审 | 同 | 同 | 町 | 市富士吉田 |
|---|-----|------|-------|-------|-----|----|-------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| | 長日向 | 山ノ神戸 | 大明見の4 | 大明見の3 | 上堂谷 | 向原 | 数見尾垂通 | 尾垂の4 | 尾垂の3 | 尾垂の2 | 尾垂の1 | 金峯山 | 子ノ神 | 殿ノ入 | 梅久保 | 音ノ沢 |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 闰 | 同 | 间 | 同 | 同 | 町 | の崩壊地 |
| | 同 | 闰 | 闰 | 闰 | 闰 | 闰 | 闰 | 闰 | 同 | 闰 | 同 | 闰 | 司 | 闰 | 田 | 省略) (図面 |
| _ | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 新規 |
| _ | | | | | | | | | | | | | | | | |

忍野村

水呑沢の1

同

同

同

市富士吉田

殿入川の3

土石流

同

同

鳴沢村

日陰林

同

同

同

同

下村

同

同

同

同

鐘山

同

同

同

同

平山中尾

同

同

同

同

平 山 の 7

同

同

同

同

平

山 の 6

同

同

同

同

城ヶ腰

同

同

同

山梨県告示第八十八号

司

賀背沢

同

同

同

同

水呑沢の2

同

同

同

お。、は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に面の規定により土砂災害特別警戒区域について、同法第九条第八項の規定により土砂災害警戒区域について、同法第九条第八項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 市町村名 土砂災害警戒区 自然現象 区域の表示 解除 指定告示 市町村名 土砂災害警戒区 自然現象 区域の表示 解除 指定告示 | | |
|---|-------|------|
| 町 急傾斜地 次の図のと 一部 平成十九年 の名称 の種類 おり(図面 第三百六十 の別壊 おり(図面 第三百六十 | 市富士吉田 | 村村 |
| 種類首略)事項種類おり(図面第三百六十年新壊おり(図面第三百六十年 | 東町 | 域の名称 |
| 略) 第三百六十年 (図面 第三百六十年 | 崩傾壊斜 | の種類 |
| 部 項 除 指定告示 | 略りの図 | 域 |
| 定告示 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 部 | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 三百六十 | 指定告示 |

土砂災害特別警戒区域

公 告

基本測量の実施

公示する。 長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 測量の種類 基本測量(航空重力測量)
- 測量の地域 山梨県全域

三

測量の期間 令和五年四月一日から令和五年七月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

行為に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発

令和五年三月十六日

山梨県知事

長

太

部、千九百四番一の一部及び千九百二十九番三の一部、道並びに水の区域 千八百九十五番の一部、千八百九十六番二の一部、千八百九十九番、千九百番一の一 町前千八百五十二番五の一部、千八百五十二番六の一部、千八百八十番二、千八百八 六百八十九番一の一部、千六百八十九番十の一部及び千七百三十三番二の一部、字新 十番三、千八百九十一番、千八百九十三番二の一部及び千八百九十三番三、字新町西 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千 崎 郎

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 幸太郎 山梨県

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年三月十六日

山梨県知事 崎 太 郎

十七番十一の一部、四千五百九十七番十二の一部、四千五百九十七番十三の一部、 千五百九十七番十四の一部、四千五百九十八番一、四千五百九十八番五の一部、四千 七番七の一部、四千五百九十七番八の一部、四千五百九十七番十の一部、四千五百九 五百九十八番六の一部、四千五百九十八番七の一部、 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字下り山四千五百九十 四千五百九十八番十八の一 兀

三、四千五百九十八番二十四、四千五百九十八番二十六の一部、 四千五百九十八番十九の一部、 部、四千六百十五番七の一部及び四千六百十五番二十の区域 四千五百九十八番二十の一部、四千五百九十八番二十 四千六百十五番六の

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 プレミアムウォーター株式会社 代表取締役 山梨県富士吉田市上吉田四千五百九十七番地 金本

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

である。 の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 次のとおり

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 Ш

博

一三、六五〇

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 算して得た数)は、次のとおりである。 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ 律第百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

長 小 宮 Ш 博

員

八〇、四

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会 の数 (その総数が四十万を

> 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に 超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 次のとおりであ

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

長 小 宮

山

博

西八代郡 南巨摩郡 九六〇

選挙区名

中巨摩郡 南都留郡 五、四六四

甲府市 富士吉田市

山梨市 都留市・西桂町

韮崎市 大月市

南アルプス市

甲斐市 北杜市

上野原市・ 北都留郡 八六八〇 八 九 一 八 五 一

笛吹市

甲州市

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番